

# 補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	老人クラブ活動補助金		
所管部署	長寿社会部 長寿社会総務課		
根拠名称 (交付規則以外)	在宅福祉事業費補助金交付要綱、枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱		
交付の目的	老人クラブ等に対し、同補助金を交付することにより、老人クラブ等活動の円滑化を図り、高齢者の福祉の増進に資する。		
補助対象経費	枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱第4条に該当する老人クラブが行う 1. 教養関係活動費 2. 健康増進等活動費 3. 清掃奉仕活動費 4. 地域見守り活動費 5. 友愛訪問活動費		
補助率・補助額	定額補助		
交付先	老人クラブ等		
開始年度	昭和38年度	終期年度	R4年度末(サンセット期日)
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助 ○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	

## 2. 補助金の決算状況等

				(千円)		
		H28	H29	H30		
予算額		20,548	20,421	19,577		
決算額		19,916	18,986	18,503		
特定財源	国庫支出金	6,228	5,872	5,644		
	府支出金	0	0	0		
	その他	0	0	0		
一般財源		13,688	13,114	12,859		
				(件)		
交付実績		225	222	219		

## 3. 補助金の見直し

### ① 補助金交付の基本的な視点

#### i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓		
	終期設定がされている。	✓		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。		ホームページでの公表を行う。	令和2年4月

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

該当	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓		
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓		

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改善して継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	高齢者を構成員とする老人クラブが、地域社会に貢献する社会活動を継続して行っていくためには、活動経費の一部を補助する市からの財政的支援が必要不可欠であり、老人福祉法第13条の趣旨に基づき、当該補助を継続するが、要綱をホームページで公表するなど必要な見直しを行う。
対応完了・廃止予定時期	令和2年4月

# 補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	老人クラブ連合会事務費補助金		
所管部署	長寿社会部 長寿社会総務課		
根拠名称 (交付規則以外)	在宅福祉事業費補助金交付要綱、枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱		
交付の目的	老人クラブ活動事業の業務を行う枚方市老人クラブ連合会に対し、同補助金を交付することにより、老人クラブ等の活動の円滑化を図り、高齢者の福祉の増進に資する。		
補助対象経費	枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱第4条に該当する老人クラブ連合会の活動にかかる人件費(アルバイト賃金)、役務費(電話基本料)		
補助率・補助額	その他		
交付先	枚方市老人クラブ連合会		
開始年度	昭和38年度	終期年度	R4年度末(サンセット期日)
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助 ○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	

## 2. 補助金の決算状況等

(千円)				
	H28	H29	H30	
予算額	4,848	4,989	5,121	
決算額	4,753	4,839	4,971	
特定財源	国庫支出金	1,582	1,620	1,657
	府支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
一般財源	3,171	3,219	3,314	
(件)				
交付実績	1	1	1	

## 3. 補助金の見直し

### ① 補助金交付の基本的な視点

#### i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓		
	終期設定がされている。	✓		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。		ホームページでの公表を行う。	令和2年4月

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

該当	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓		
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓		

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改善して継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	老人福祉法第13条において、地方公共団体は老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするように努めなければならないと定められており、単位老人クラブを核として組織されている市老人クラブ連合会は、法人格を持たない任意団体であり、営利を追求せず、老人クラブの指導取りまとめ等を行っている。当該活動を行うためには、活動経費の一部を補助する市からの財政的支援が必要不可欠であると考えられるため、当該団体への補助は継続するが、要綱をホームページで公表するなど必要な見直しを行う。
対応完了・廃止予定時期	令和2年4月

# 補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	公的介護施設等整備補助金					
所管部署	長寿社会部 長寿社会総務課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市公的介護施設等整備補助金交付要綱					
交付の目的	本市において公的介護施設等の整備を行う者に対し、公的介護施設等整備補助金を交付することにより、公的介護施設等の整備を促進し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。					
補助対象経費	施設整備にかかる工事費、事務費等					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	介護保険施設等の整備法人					
開始年度	平成22年度		終期年度		R4年度末(サンセット期日)	
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

## 2. 補助金の決算状況等

		(千円)		
		H28	H29	H30
予算額		323,163	224,049	92,803
決算額		23,656	478,994	7,603
特定財源	国庫支出金	23,656	2,881	0
	府支出金	0	476,113	7,603
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
		(件)		
交付実績	20	9	1	

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点

#### i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓		
	終期設定がされている。	✓		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。	✓		

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

該当	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓		
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓		

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備は、大阪府に設置された地域医療介護総合確保基金(補助率10/10)を活用することが可能となっている。また、特別養護老人ホーム(地域密着型特養含む)等の介護保険施設は、多数の高齢者が入所を希望しており、高いニーズを把握していることから、ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)において、地域密着型特別養護老人ホーム等の新規整備を計画しており、引き続き、当該基金を活用した施設整備を現状のまま継続する。
対応完了・廃止予定時期	

# 補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	軽費老人ホーム事務費補助金		
所管部署	長寿社会部 長寿社会総務課		
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金交付要綱		
交付の目的	枚方市内に老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを設置、運営する社会福祉法人に対し、事務費(サービスの提供に要する費用)補助金を交付することにより、軽費老人ホームを利用する高齢者の利用料を軽減する。		
補助対象経費	サービスの提供に要する費用として支出した職員に係る経費(賃金、旅費、被服費及び社会保険料)、嘱託医に係る経費その他の利用者の保健衛生に係る経費並びに設備の修繕、維持及び管理に係る経費の合計額と事務費基準額のいずれか少ない額から事務費本人徴収額を控除した額		
補助率・補助額	定額補助		
交付先	枚方市内の軽費老人ホームを運営する社会福祉法人		
開始年度	平成26年度	終期年度	R4年度末(サンセット期日)
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助
			事業費補助
			その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	

## 2. 補助金の決算状況等

				(千円)		
		H28	H29	H30		
予算額		210,000	205,000	210,000		
決算額		195,972	204,192	202,455		
特定財源	国庫支出金	0	0	0		
	府支出金	0	0	0		
	その他	0	0	0		
一般財源		195,972	204,192	202,455		
				(件)		
交付実績		8	8	8		

## 3. 補助金の見直し

### ① 補助金交付の基本的な視点

#### i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓		
	終期設定がされている。	✓		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。	✓		

②補助金性質分類別の視点

制度的補助

該当	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓		
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓		

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	<p>本補助金は、入所される方の収入の多寡により、基準額までの差額を補助し、もって、利用者の保護を行うもの。</p> <p>本補助金の交付がなくなると、軽費老人ホームを利用されている方の大半にとっては、1ヶ月あたりの負担額が、一挙に最大で約8万5千円の負担増となり、甚大な影響を及ぼすこととなるため、現状のまま継続する。</p>
対応完了・廃止予定時期	